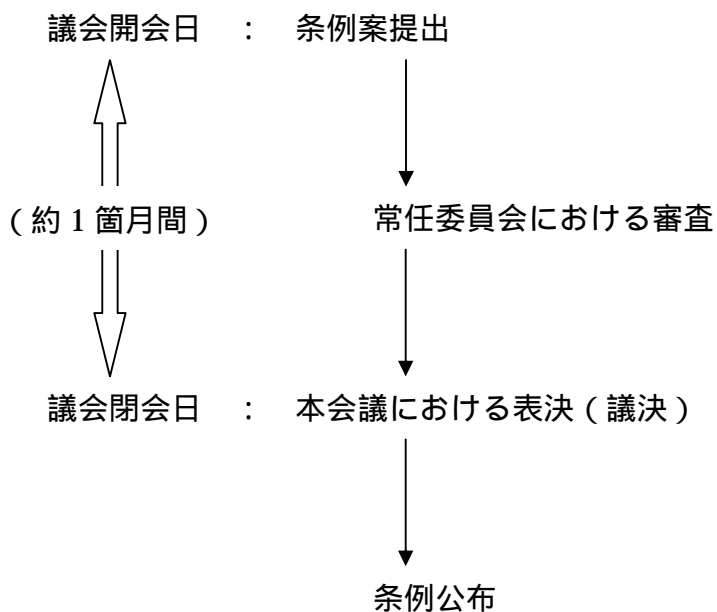


一般的な条例改正の流れ

青森市議会定例会 = 毎年4回(3月、6月、9月、12月)

会期は約1箇月間



条例の施行(効力を現実に発動させること)は、
公布日以降となる。

特に給与の引下げ等は、不利益不遡及の
原則により、過去に遡って効力を発動させ
ることができない。